

令和7年3月28日
北信森林管理署長

多様な活動の森の整備・維持等活動に関する協定の更新について

以下のことについて公表します。

令和7年3月27日付けで、中部森林管理局 北信森林管理署長と関東森林管理局 上越森林管理署長、NPO法人 信越トレイルクラブ 代表理事の3者は「多様な活動の森の整備・維持等活動に関する協定」を下記のとおり更新しましたのでお知らせします。

記

- 1 名 称 「関田トレイル」
- 2 協定箇所 北信森林管理署 長野県飯山市大神楽国有林 170ほ林小班外
上越森林管理署 新潟県上越市牧区 深山国有林 79ろ林小班外
- 3 面積 延長 約30km（直線）
- 4 活動内容 自然豊かな「関田トレイル」の整備・維持管理・利用を通じ、訪れる人々と地元民の交流を図り、地域の歴史や文化等の再認識を促すことで山村地域の活性化に寄与する。
また、次の事業を行う。
イ 毎年度トレイル区間内コースの危険個所の把握及び表示（コースの状況把握にあたっては両署の参加を希望する。）
ロ 豪雨・台風・降雪等に伴う支障木の把握
ハ その他必要な作業
- 5 協定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日 5年間
（協定者間の協議により延長できる。）
- 6 協定者 中部森林管理局 北信森林管理署長 林 満
関東森林管理局 上越森林管理署長 田中 直哉
NPO法人 信越トレイルクラブ 代表理事 木村 宏

担 当：業務グループ 主事
（経営・ふれあい担当）
連絡先：050-3160-6045



多様な活動の森の整備・維持等活動に関する協定書

中部森林管理局北信森林管理署長(以下「甲」という。)及び関東森林管理局上越森林管理署長(以下「乙」という。)とNPO法人 信越トレイルクラブ 代表理事(以下「丙」という。)は多様な活動の森の整備・維持等活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1 (協定の目的)

長野・新潟両県にまたがる関田山脈において、自然豊かな里山のトレッキングや地元の人達との交流、また、地域の歴史、文化等の再認識等を通じて、環境・健康に対する意識の高揚、山村地域の連携・活性化等に寄与することを目的として、「信越トレイル」が整備され、このうち国有林部分については、「関田トレイル」として設定し、整備・維持管理されている。

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく多様な活動の森における整備・維持管理・利用の活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2 (多様な活動の森の名称、位置及び面積)

甲及び乙は、関田山脈における北信森林管理署管内の^{みやま}大神楽^{だいかぐら}国有林外と、上越森林管理署管内の^{ひらまる}深山^{あまみずやま}国有林外が接する稜線を主体とした^{おおひらみね}大平峰及び平丸峠から天水山間のトレッキングコースを多様な活動の森として丙に活動させるものとする。

なお、多様な活動の森の名称は、「関田トレイル」とする。



第3 (全体活動計画書の提出)

丙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲及び乙と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲及び乙に提出するものとする。

第4 (年間活動計画書の提出)

丙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲及び乙と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲及び乙に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲及び乙と連絡及び調整を行うものとする。

第5 (活動実績の報告)

丙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲及び乙に報告するものとする。

第6 (活動の実施)

- 1 丙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
なお、丙はボランティア活動等により、多様な活動の森の整備・維持管理に必要な諸活動（トレッキングコース、標識・看板等の整備及び維持管理）を行うものとする。
- 2 甲、乙、丙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 丙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7 (入林の際の連絡・調整)

丙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲及び乙に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、丙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8 (安全確保等の措置)

- 1 丙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 丙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を、責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、丙が負担するものとする。

第10 (立木竹等の所有権等の権利)

丙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11 (施設の設置等)

- 1 丙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲及び乙に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 丙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲及び乙がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第12 (法令等の遵守)

丙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を順守するものとする。

第 13（山火事防止等の措置）

- 1 丙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲及び乙に届け出るものとする。
- 2 丙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲、乙及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 丙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第 14（損害賠償）

丙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第 15（活動の円滑な実施への協力）

甲及び乙は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第 16（多様な活動の森の適切な管理）

甲及び乙は、多様な活動の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第 17（協定の破棄等）

- 1 甲及び乙は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲及び乙は丙に事前に通知するものとする。
 - (1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
 - (2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲及び乙が認める場合であって、丙から甲及び乙に対し別紙様式 4 による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
 - (3) 多様な活動の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
 - (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
 - (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第 5 の 2 の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
 - (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合
- 2 丙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式 4 により協定解消の申請書を甲及び乙に提出するものとする。甲及び乙は丙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第18（協定の有効期間）

- 1 この協定は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、丙から活動の申し出があり、甲及び乙がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各々記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年3月27日

（甲） 長野県飯山市大字飯山1090-1

中部森林管理局

北信森林管理署長

林

蒨

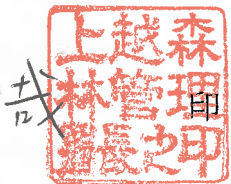


（乙） 新潟県上越市大道福田555番地

関東森林管理局

上越森林管理署長

田中直哉



（丙） 長野県飯山市照岡1571-15

NPO法人 信越トレイルクラブ

代表理事

木村

宏



(別紙様式1)「多様な活動の森」における全体活動計画書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

上越森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住所

氏名

「多様な活動の森」における全体活動計画書

1 「多様な活動の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
関田トレイル	北信森林管理署 大神楽国有林 170 ほ林小班外 上越森林管理署 深山国有林 79 ろ林小班外	延長 約 30km (直線)

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 年	2年次 年	3年次 年	4年次 年	5年次 年	合計
合 計						

(注)・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。

・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式2)「多様な活動の森」における年間活動計画書

年 月 日

北信森林管理署長 殿
上越森林管理署長 殿

協定者(代表者)
住所
氏名

年度「多様な活動の森」における活動計画書

1 「多様な活動の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
関田トレイル	北信森林管理署 大神楽国有林 170 ほ林小班外 上越森林管理署 深山国有林 79 ろ林小班外	延長 約 30km (直線)

2 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3)「多様な活動の森」における年間活動実績報告書

年 月 日

北信森林管理署長 殿
上越森林管理署長 殿

協定者 (代表者)
住所
氏名

年度「多様な活動の森」における活動実績報告書

1 「多様な活動の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
関田トレイル	北信森林管理署 大神楽国有林 170 ほ林小班外 上越森林管理署 深山国有林 79 ろ林小班外	延長 約 30km (直線)

2 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

(別紙様式4)「多様な活動の森」の協定解消の申請書

年 月 日

北信森林管理署長 殿
上越森林管理署長 殿

協定者(代表者)
住所
氏名

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

(2) (1) で「有」とした場合の、施設種類・施設数

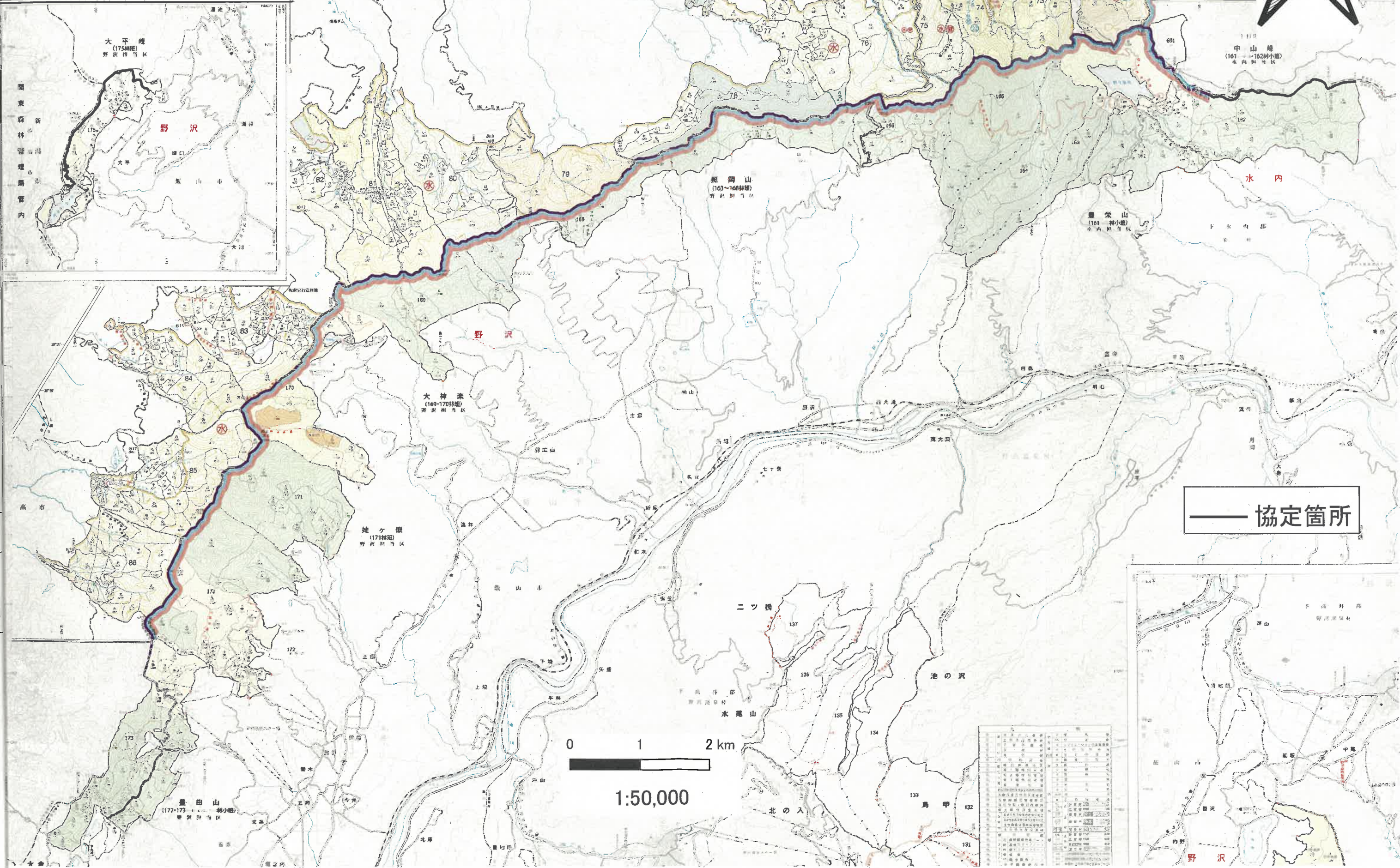
(3) (1) で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

年 月 日

名称	位置	面積	協定の有効期間
関田トレイル	北信森林管理署 大神楽国有林 170 ほ林小班外 上越森林管理署 深山国有林 79 ろ林小班外	延長 約 30km (直線)	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

多様な活動の森(関田トレイル) 協定箇所位置図

図面は最新の資料です
有効に使用しましょう



効期間
1月1日
3月31日

山名	標高	面積	備考
大平峰	175m	1.2ha	
野沢		1.5ha	
龍山		1.8ha	
照岡山	163~168m	2.1ha	
大神楽	169~170m	2.3ha	
純ヶ嶽	171m	2.5ha	
豊栄山	161m	2.7ha	
中山峰	161~162m	2.9ha	
豊田山	172~173m	3.1ha	



令和7年3月28日
北信森林管理署長

ふれあいの森における森林整備等の活動に関する協定の更新について

以下のことについて公表します。

令和7年3月27日付けで、北信森林管理署長と戸隠ふれあいの森森林整備協議会長は「ふれあいの森における森林整備等の活動に関する協定」を下記のとおり更新しましたのでお知らせします。

記

- 1 名 称 「戸隠ふれあいの森」
- 2 協定箇所 長野県上水内郡信濃町黒姫山国有林 1024い林小班外
- 3 面 積 554.98 ha
- 4 活動内容 鳥居川の水源地域である「戸隠ふれあいの森」において、次世代を担うボーイスカウト等とともに植樹や森林整備を行い、水源の森をつくることを目標とする。また、地域内において自然観察会やバードウォッチング等を行い、自然に触れ親しむことで森林や自然保全への興味関心を高める。
- 5 協定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日 5年間
(協定者間の協議により延長できる。)
- 6 協定相手 戸隠ふれあいの森森林整備協議会長 水上 則男

担 当：業務グループ 主事
(経営・ふれあい担当)
連絡先：050-3160-6045

ふれあいの森における森林整備等の活動に関する協定書

北信森林管理署長（以下「甲」という。）と戸隠ふれあいの森森林整備協議会長（以下「乙」という。）は、ふれあいの森における森林整備等の活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づくふれあいの森における森林環境教育等の活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（ふれあいの森の名称、位置及び面積）

甲は、北信森林管理署戸隠山国有林及び黒姫山国有林の別紙「協定箇所一覧表」及び別図に示した区域、554.98haをふれあいの森として乙に活動させるものとする。

なお、ふれあいの森の名称は、「戸隠ふれあいの森」とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8 (安全確保等の措置)

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を、責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10 (立木竹等の所有権等の権利)

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11 (施設の設置等)

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第12 (法令等の遵守)

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13 (山火事防止等の措置)

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14 (損害賠償)

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15 (活動の円滑な実施への協力)

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第16（ふれあいの森の適切な管理）

甲は、ふれあいの森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第17（協定の破棄等）

1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。

（1）活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合

（2）協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合

（3）ふれあいの森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合

（4）国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合

（5）協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合

（6）協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第18（協定の有効期間）

1 この協定は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで効力を有するものとする。

2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年3月27日

(甲) 長野県飯山市大字飯山1090-1

北信森林管理署長

林 尚



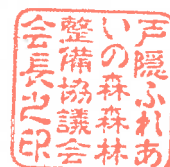
印

(乙) 長野県長野市篠ノ井226-6

戸隠ふれあいの森森林整備協議会

会長

水上 則男



印

(別

北

1

2

(1

(2

(注

3

※

水保鳥匡匡
(注

(別紙様式1)「ふれあいの森」における全体活動計画書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

「ふれあいの森」における全体活動計画書

1 「ふれあいの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
戸隠ふれあいの森	黒姫山国有林 1024 い林小班外	5 5 4 . 9 8 ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 年	2年次 年	3年次 年	4年次 年	5年次 年	合計
合 計						

(注)・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。

・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源涵養保安林

保健保安林

鳥獣保護区

国立公園 第2種特別地域

国立公園 第3種特別地域

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式2)「ふれあいの森」における年間活動計画書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

年度「ふれあいの森」における活動計画書

1 「ふれあいの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
戸隠ふれあいの森	黒姫山国有林 1024 い林小班外	5 5 4 . 9 8 ha

2 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源涵養保安林
保健保安林
鳥獣保護区
国立公園 第2種特別地域
国立公園 第3種特別地域

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3)「ふれあいの森」における年間活動実績報告書

日

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

年度「ふれあいの森」における活動実績報告書

1 「ふれあいの森」の名称・位置・面積

積
9 8 ha

名 称	位 置	面 積
戸隠ふれあいの森	黒姫山国有林 1024 い林小班外	5 5 4 . 9 8 ha

2 年度活動実績

月

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

--

(別紙様式4)「ふれあいの森」の協定解消の申請書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

(2) (1) で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1) で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

年 月 日

名称	位置	面積	協定の有効期間
戸隠ふれあいの森	黒姫山国有林 1024 い林小班外	5 5 4 . 9 8 ha	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

協定箇所一覧表（戸隠ふれあいの森）

国有林名	林小班	面積(ha)	備考
黒姫山	1024い	0.40	
黒姫山	1024ろ1	2.73	
黒姫山	1024ろ2	2.34	
黒姫山	1024ろ3	5.45	
黒姫山	1024ろ4	1.91	
黒姫山	1024ろ5	0.86	
黒姫山	1024ろ6	1.38	
黒姫山	1024ろ7	1.33	
黒姫山	1024ろ8	1.74	
黒姫山	1024ろ9	0.17	
黒姫山	1024ろ10	0.46	
黒姫山	1024ろ11	0.24	
黒姫山	1024は	27.77	
黒姫山	1024に	7.94	
黒姫山	1024ほ	5.67	
黒姫山	1024へ1	3.38	
黒姫山	1024へ2	1.94	
黒姫山	1024へ3	1.55	
黒姫山	1024と1	1.48	
黒姫山	1024と2	1.71	
黒姫山	1024ち	2.05	
黒姫山	1024り1	17.63	
黒姫山	1024り2	2.03	
黒姫山	1024り3	1.99	
黒姫山	1024り4	1.97	
黒姫山	1024り5	1.77	
黒姫山	1024り6	1.15	
黒姫山	1024り7	1.04	
黒姫山	1024ぬ	1.83	
黒姫山	1024ら	4.02	
黒姫山	1024む1	4.75	
黒姫山	1024む2	0.26	
黒姫山	1024う	3.63	
黒姫山	1024の1	2.61	
黒姫山	1024の2	2.14	
黒姫山	1024お	3.20	
黒姫山	1024く1	1.37	

国有林名	林小班	面積(ha)	備考
黒姫山	1024く2	3.18	
黒姫山	1024や	0.28	
黒姫山	1024ま	0.20	
黒姫山	1024け	10.64	
黒姫山	1024ふ	0.24	
黒姫山	1024こ1	3.47	
黒姫山	1024こ2	1.94	
黒姫山	1024え1	0.78	
黒姫山	1024え2	1.16	
黒姫山	1024え3	1.36	
黒姫山	1024て	4.70	
黒姫山	1024あ	1.64	
黒姫山	1024さ	1.91	
黒姫山	1024き	3.25	
黒姫山	1024ゆ	3.72	
黒姫山	1024め	2.86	
黒姫山	1024み	1.54	
黒姫山	1024し1	4.59	
黒姫山	1024し2	2.38	
黒姫山	1024し3	1.73	
黒姫山	1024す	7.28	
黒姫山	1024ん1	6.39	
黒姫山	1024ん2	0.52	
黒姫山	1024ん3	2.13	
黒姫山	1024ん4	18.07	
黒姫山	1024ん5	1.06	
黒姫山	1024ん6	0.19	
黒姫山	1024イ	0.00	
黒姫山	1024ハ	0.00	
黒姫山	1024ヘ	0.00	
黒姫山	1024ル	0.00	
黒姫山	1024ワ	0.00	
黒姫山	1024ヨ	0.00	
		小計：211.10 (黒姫山)	

日

の有効期間

年4月1日
～
年3月31

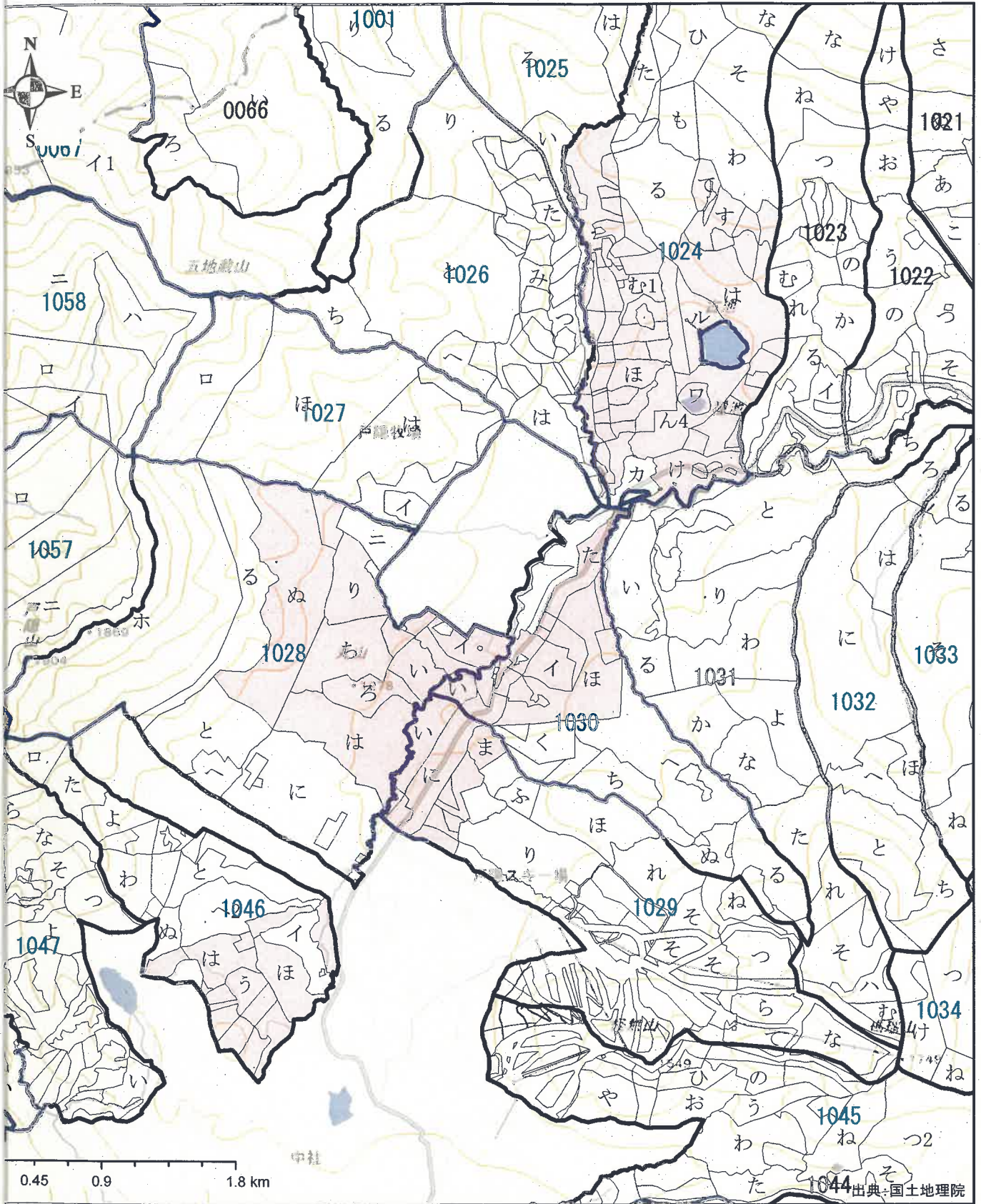
協定箇所一覧表（戸隠ふれあいの森）

国有林名	林小班	面積(ha)	備考
戸隠山	1028い	8.48	
戸隠山	1028ろ	11.29	
戸隠山	1028は	35.87	
戸隠山	1028ち	21.98	
戸隠山	1028り	16.02	
戸隠山	1028ぬ	61.39	
戸隠山	1028か	5.42	
戸隠山	1028た	2.92	
戸隠山	1028れ	2.12	
戸隠山	1028そ	4.31	
戸隠山	1028イ	0.00	
戸隠山	1029い	10.66	
戸隠山	1029ろ	1.02	
戸隠山	1029は	1.83	
戸隠山	1029に	15.06	
戸隠山	1029へ1	5.67	
戸隠山	1029へ2	1.32	
戸隠山	1029へ3	1.13	
戸隠山	1029へ5	1.97	
戸隠山	1029と	3.21	
戸隠山	1029ま	5.04	
戸隠山	1030い	3.92	
戸隠山	1030ろ	3.75	
戸隠山	1030は	2.23	
戸隠山	1030に	2.57	
戸隠山	1030ほ	29.93	
戸隠山	1030か	2.84	

国有林名	林小班	面積(ha)	備考
戸隠山	1030よ	2.05	
戸隠山	1030た	8.76	
戸隠山	1030れ	0.84	
戸隠山	1030そ	4.69	
戸隠山	1030う	0.60	
戸隠山	1030の	1.57	
戸隠山	1030イ	0.00	
戸隠山	1030ロ	0.00	
戸隠山	1030ハ	0.00	
戸隠山	1030ニ	0.00	
戸隠山	1046い1	5.72	
戸隠山	1046ろ	3.67	
戸隠山	1046は	10.26	
戸隠山	1046に	1.21	
戸隠山	1046ほ	13.54	
戸隠山	1046へ1	5.20	
戸隠山	1046む	3.55	
戸隠山	1046う	5.46	
戸隠山	1046の	0.41	
戸隠山	1046お	3.32	
戸隠山	1046く	3.32	
戸隠山	1046や	3.13	
戸隠山	1046ま	2.92	
戸隠山	1046け	1.71	
		小計：343.88 (戸隠山)	

合計：554.98

戸隠ふれあいの森位置図



1:36,112

林班界

林班

小班

協定箇所

長野県長野市 戸隠山国有林
長野県上水内郡信濃町 黒姫山国有林

林地面積 554.98ha



令和7年3月28日
北信森林管理署長

木の文化を支える森づくり活動に関する協定の更新について

以下のことについて公表します。

令和7年3月27日付けで、北信森林管理署長と戸隠竹細工の森づくり協議会長は「木の文化を支える森づくり活動に関する協定」を下記のとおり更新しましたのでお知らせします。

記

- 1 名 称 「戸隠竹細工の森」
- 2 協定箇所 長野県長野市戸隠山国有林 1030へ林小班外
- 3 面 積 409.82 ha
- 4 活動内容 戸隠の伝統工芸である竹細工の文化を継承し守っていくため、その資材として使用するチシマザサ（根曲がり竹）の育成と安定供給を、北信森林管理署管内の国有林に設置された「戸隠竹細工の森」の整備や保全活動を通じて実現する。
- 5 協定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日 5年間
(協定者間の協議により延長できる。)
- 6 協定相手 戸隠竹細工の森づくり協議会長 曾根原 公夫
- 7 協定内容の変更及び内容等
 - (1) 協定箇所の変更
竹細工に利用できる根曲がり竹について協定箇所の保全活動を行ってきたが、テングス病による被害が増加し、竹細工に適した正常な竹の減少が続いているため、協定箇所を追加する。
 - (2) 協定箇所の追加
黒姫山国有林1024り1、せ林小班を新たに協定箇所に加え、正常な根曲がり竹の保全強化を図る。

担 当：業務グループ 主事
(経営・ふれあい担当)
連絡先：050-3160-6045

木の文化を支える森づくり活動に関する協定書

北信森林管理署長（以下「甲」という。）と戸隠竹細工の森づくり協議会長（以下「乙」という。）は、木の文化を支える森づくり活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく木の文化を支える森づくり活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（木の文化を支える森の名称、位置及び面積）

甲は、北信森林管理署戸隠山国有林の別紙「協定箇所一覧表」及び別図に示した区域、409.82haを木の文化を支える森として乙に活動させるものとする。

なお、木の文化を支える森の名称は、「戸隠竹細工の森」とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を、責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（施設の設置等）

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第12（法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15（活動の円滑な実施への協力）

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第16（木の文化を支える森の適切な管理）

甲は、木の文化を支える森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏

まえ、適切な管理を行うものとする。

第17（協定の破棄等）

- 1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。
 - （1）活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
 - （2）協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
 - （3）木の文化を支える森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
 - （4）国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
 - （5）協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
 - （6）協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合
- 2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第18（協定の有効期間）

- 1 この協定は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年3月27日

(甲) 長野県飯山市大字飯山1090-1

北信森林管理署長

林



印

(乙) 長野県長野市戸隠3394-1
戸隠竹細工の森づくり協議会

会長 曾根原 公夫



印

(別添)

北信

1

2

(1)

(2)

(注)

3

※

水
保
鳥
国
国
(注)

(別紙様式1)「木の文化を支える森」における全体活動計画書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住所

氏名

「木の文化を支える森」における全体活動計画書

1 「木の文化を支える森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
戸隠竹細工の森	戸隠山国有林 1030 へ林小班外	409.82ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 年	2年次 年	3年次 年	4年次 年	5年次 年	合計
合 計						

(注)・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。

・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源涵養保安林

保健保安林

鳥獣保護区

国立公園 第2種特別地域

国立公園 第3種特別地域

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式2)「木の文化を支える森」における年間活動計画書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

年度「木の文化を支える森」における活動計画書

1 「木の文化を支える森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
戸隠竹細工の森	戸隠山国有林 1030 へ林小班外	409.82ha

2 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源涵養保安林
保健保安林
鳥獣保護区
国立公園 第2種特別地域
国立公園 第3種特別地域

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3)「木の文化を支える森」における年間活動実績報告書

日

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者（代表者）

住所

氏名

年度「木の文化を支える森」における活動実績報告書

1 「木の文化を支える森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
戸隠竹細工の森	戸隠山国有林 1030 へ林小班外	4 0 9 . 8 2 ha

2 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容（数量等）

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

(別紙様式4)「木の文化を支える森」の協定解消の申請書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

(2) (1) で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1) で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

年 月 日

名称	位置	面積	協定の有効期間
戸隠竹細工の森	戸隠山国有林 1030 へ林小班外	409.82ha	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

協定箇所一覧表（戸隠竹細工の森）

国有林名	林小班	面積(ha)	備考
黒姫山	1003ぬ	15.77	
黒姫山	1024り1	17.63	
黒姫山	1024る	29.23	
黒姫山	1024か	2.77	
黒姫山	1024よ	1.46	
黒姫山	1024た	10.21	
黒姫山	1024れ	6.01	
黒姫山	1024つ	11.80	
黒姫山	1024ひ	18.90	
黒姫山	1024せ	2.14	
戸隠山	1025は	9.36	
戸隠山	1025に	5.40	
戸隠山	1025ほ	6.02	
戸隠山	1025へ	3.18	
戸隠山	1026わ	2.99	
戸隠山	1026か	1.67	
戸隠山	1026よ	3.43	
戸隠山	1026た	4.04	
戸隠山	1026れ	2.76	
戸隠山	1026の	2.66	
戸隠山	1026お	2.88	
戸隠山	1026く	2.81	
戸隠山	1026け	3.40	
戸隠山	1026こ	2.05	
戸隠山	1026み	5.22	
戸隠山	1029ほ	24.44	
戸隠山	1029ち	7.27	
戸隠山	1029り	32.02	
戸隠山	1029れ	17.98	
戸隠山	1029ふ	4.91	
戸隠山	1030へ	42.95	
戸隠山	1030ち	13.79	
戸隠山	1030り	3.86	
戸隠山	1030ぬ	9.12	
戸隠山	1030な	4.56	
戸隠山	1030ら	3.58	
戸隠山	1030む	2.19	
戸隠山	1031る	11.39	
戸隠山	1031わ	38.09	
戸隠山	1031か	19.88	
		計：409.82	

日

日

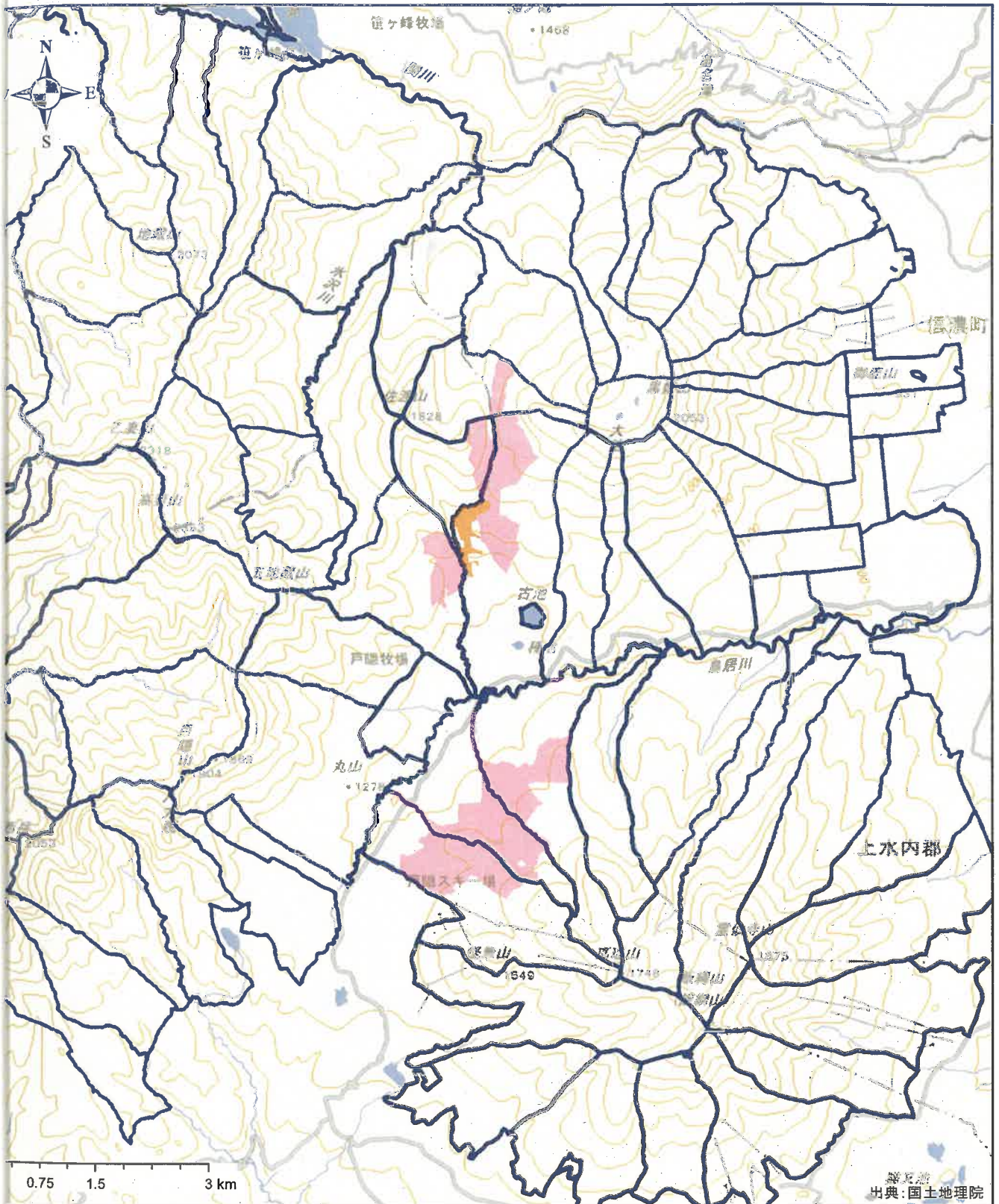
の有効期間

年4月1日

～

年3月31日

戸隠竹細工の森位置図



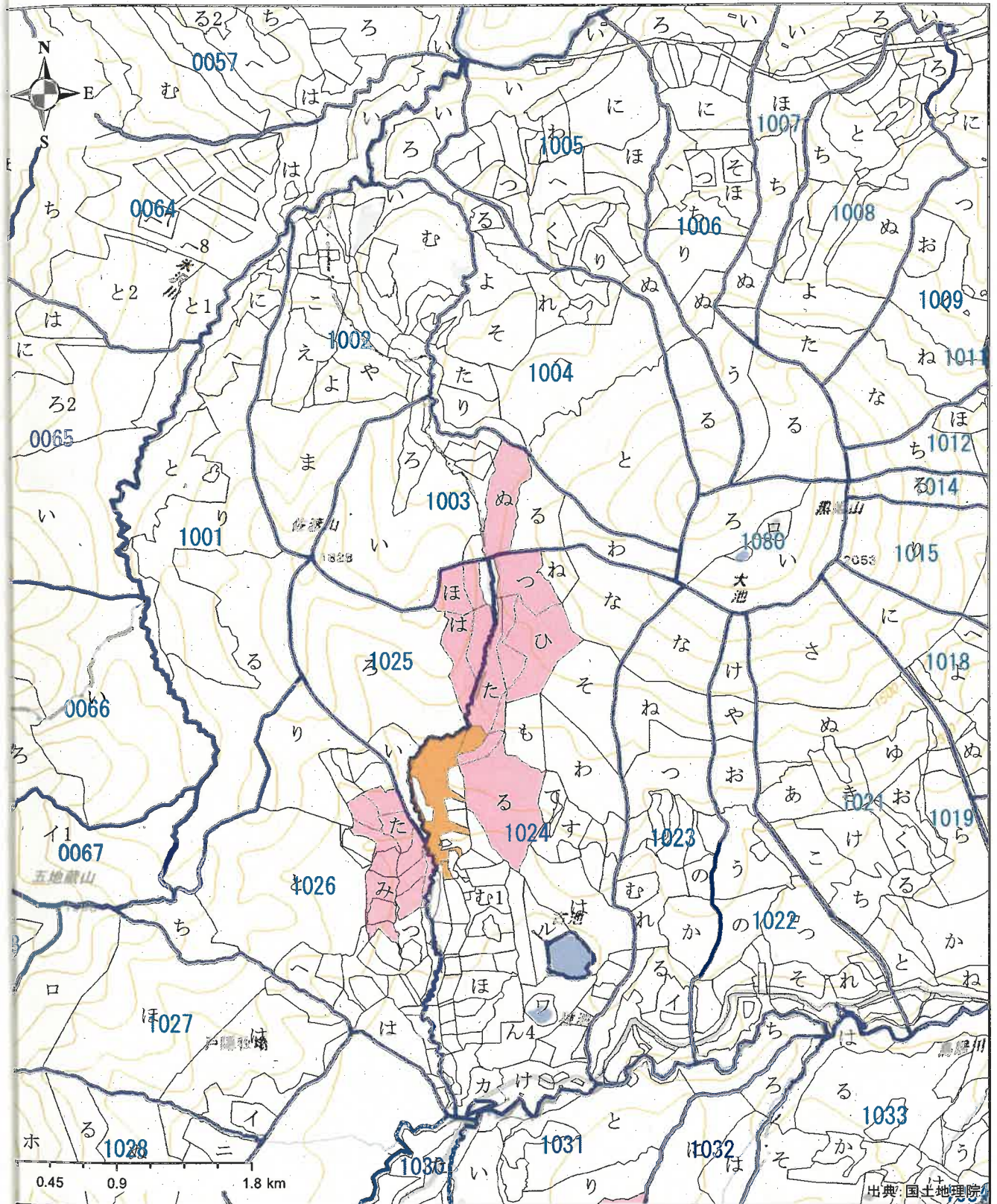
1:72,224

林班

協定箇所

新規追加箇所

戸隠竹細工の森位置図



1:36,112

林班界

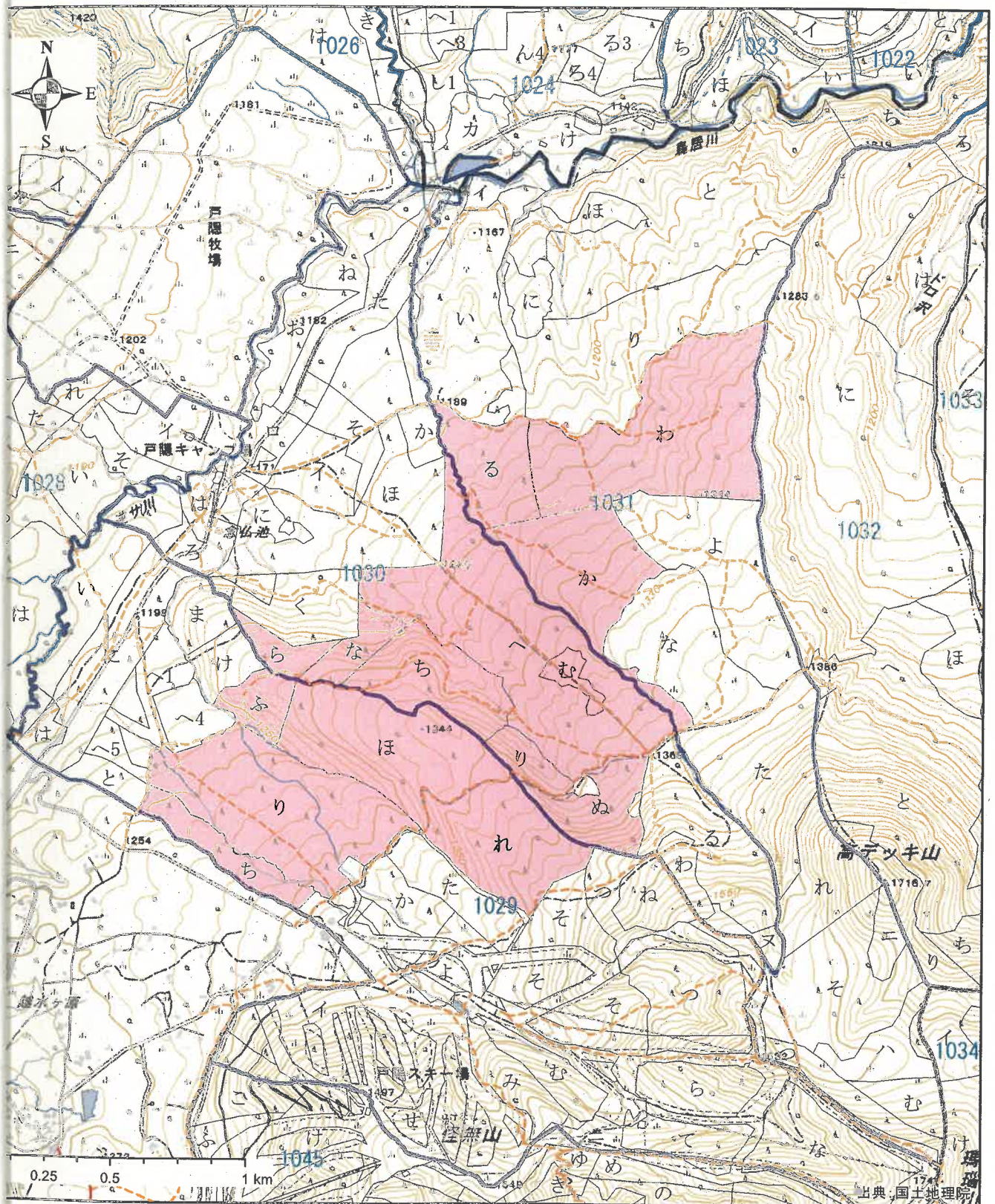
林班

小班

協定箇所

新規追加箇所

戸隠竹細工の森位置図



1:20,000

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 画界 | — 字界 | — 森林管理署界 |
| 都道府県界 | ●— 森林計画区界 | — 森林事務所界 |
| 北海道振興局界 | — 作業道 | — 林班界 |
| 郡市・都区界 | — 歩道 | □ 林班 |
| 町村・指定都市区界 | | □ 小班 |
| | | ■ 協定箇所 |

出典: 国土地理院



令和7年3月28日
北信森林管理署長

遊々の森における体験活動等に関する協定の更新について

以下のことについて公表します。

令和7年3月27日付けで、北信森林管理署長と学校法人 東京環境工科学園 東京環境工科専門学校長は「遊々の森における体験活動等に関する協定」を下記のとおり更新しましたのでお知らせします。

記

- 1 名 称 「^{やまわら}山童の森」
- 2 協定箇所 長野県上水内郡信濃町霊仙寺山国有林 1037ろ2・ろ3林小班
- 3 面 積 19.36 ha
- 4 活動内容 「^{やまわら}山童の森」の森林整備活動を通して、森林整備の意義の理解や技術の習得及び森林生態系の理解を深める。
- 5 協定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日 5年間
(協定者間の協議により延長できる。)
- 6 協定相手 学校法人 東京環境工科学園 東京環境工科専門学校長 笹岡 達男

担 当：業務グループ 主事
(経営・ふれあい担当)
連絡先：050-3160-6045

遊々の森における体験活動等に関する協定書

北信森林管理署長（以下「甲」という。）と学校法人 東京環境工科学園 東京環境工科専門学校長（以下「乙」という。）は、遊々の森における体験活動等に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく遊々の森における森林環境教育等の活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（遊々の森の名称、位置及び面積）

甲は、下表に示す19.36haを遊々の森として乙に活動させるものとする。

なお、遊々の森の名称は、「山童^{やまわら}の森」とする。

所在地	国有林名及び林小班	面積(ha)	備 考
長野県上水内郡信濃町	霊仙寺山国有林 1037 ろ 2	13.37	「森林・林業再生モデル林」協定箇所
	1037 ろ 3	5.99	「森林・林業再生モデル林」協定箇所
計		19.36	

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。

なお、協定区域は「森林・林業再生モデル林（遊々の森）」協定箇所であり、当該箇所の活動に当たっては、協定先である一般財団法人C.W.ニコル・アフアの森財団理事長と連絡調整を図るものとする。

2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。

3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている

場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7 (入林の際の連絡・調整)

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面 (FAXによる場合を含む。) 等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8 (安全確保等の措置)

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を、責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10 (立木竹等の所有権等の権利)

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11 (施設の設置等)

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第12 (法令等の遵守)

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13 (山火事防止等の措置)

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15（活動の円滑な実施への協力）

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第16（遊々の森の適切な管理）

甲は、遊々の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第17（協定の破棄等）

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。

- （1）活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- （2）協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
- （3）遊々の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- （4）国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- （5）協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- （6）協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

- 2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第18（協定の有効期間）

- 1 この協定は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

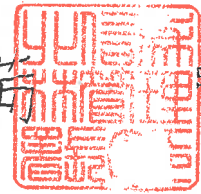
令和7年3月27日

(甲) 長野県飯山市大字飯山1090-1

北信森林管理署長

林

街



印

(乙) 東京都墨田区江東橋3-3-7

学校法人 東京環境工科学園

東京環境工科専門学校

校長

笹岡 達男



(別添

北信

1

2 全

(1)

(2)

(注)

3 そ

※ 各

水源

(注)

(別紙様式1)「遊々の森」における全体活動計画書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

「遊々の森」における全体活動計画書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
やまわら 山童の森	霊仙寺山国有林 1037 林班 ろ2・ろ3 小班	19.36 ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 年	2年次 年	3年次 年	4年次 年	5年次 年	合計
合 計						

(注)・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。

・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源涵養保安林

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式2)「遊々の森」における年間活動計画書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住所

氏名

年度「遊々の森」における活動計画書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
やまわら 山童の森	霊仙寺山国有林 1037 林班 ろ2・ろ3 小班	19.36 ha

2 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源涵養保安林

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3)「遊々の森」における年間活動実績報告書

日

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

年度「遊々の森」における活動実績報告書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

積
36ha

名 称	位 置	面 積
やまわら 山童の森	霊仙寺山国有林 1037 林班 ろ2・ろ3 小班	19.36ha

2 年度活動実績

月

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

--

(別紙様式4)「遊々の森」の協定解消の申請書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

(2) (1) で「有」とした場合の、施設種類・施設数

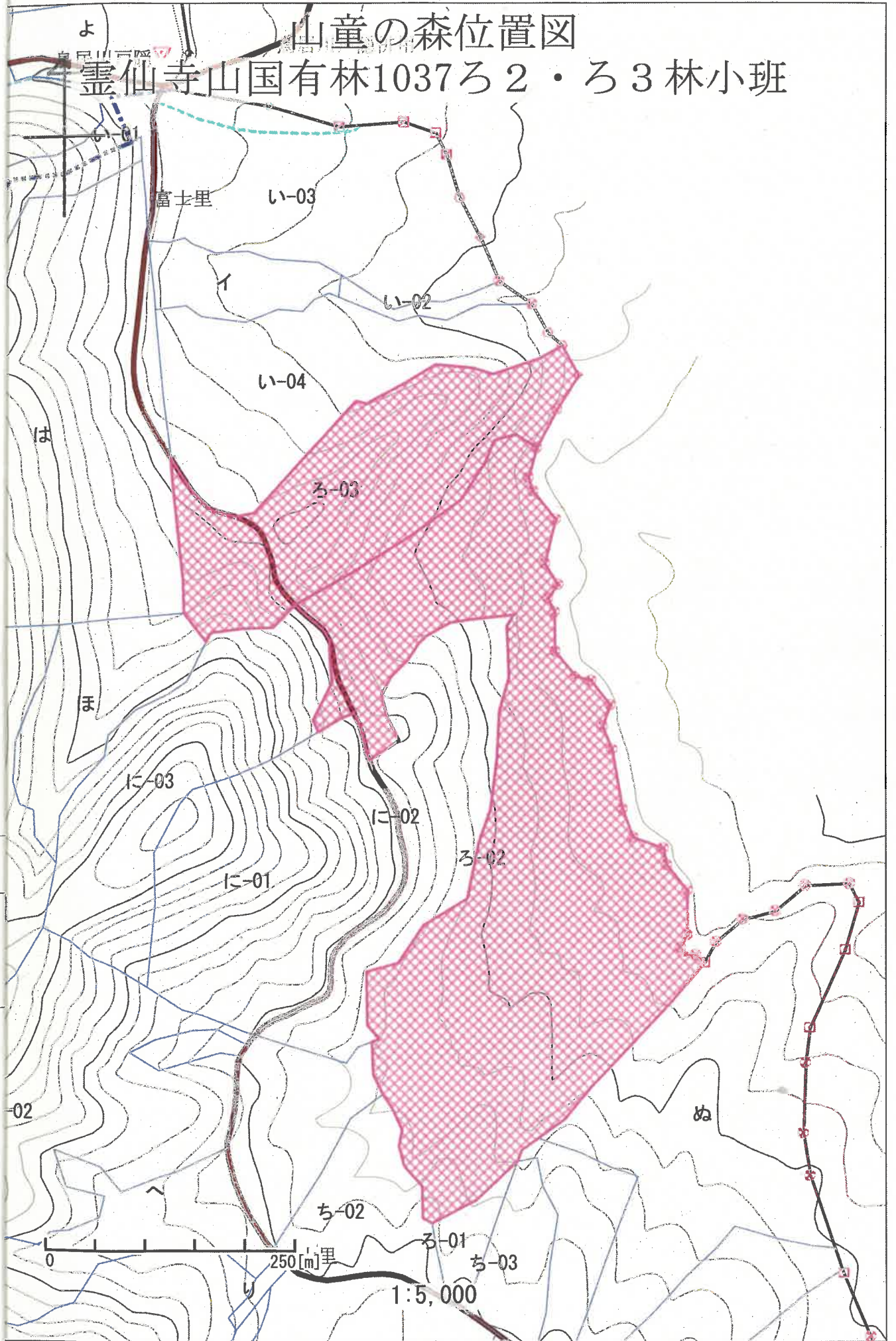
(3) (1) で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

年 月 日

名称	位置	面積	協定の有効期間
やまわら 山童の森	霊仙寺山国有林 1037 林班 ろ2・ろ3 小班	19.36ha	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

山童の森位置図

霊仙寺山国有林1037ろ2・ろ3林小班



有効期間
 年4月1日
 ~
 年3月31



令和7年3月28日
北信森林管理署長

遊々の森における体験活動等に関する協定の更新について

以下のことについて公表します。

令和7年3月27日付けで、北信森林管理署長と一般財団法人 C.W. ニコル・アフアの森財団 理事長は「遊々の森における体験活動等に関する協定」を下記のとおり更新しましたのでお知らせします。

記

- 1 名 称 「森林・林業再生モデル林」
- 2 協定箇所 長野県上水内郡信濃町霊仙寺山国有林 1037い3・ろ2・ろ3・ぬ林小班
- 3 面 積 30.91 ha
- 4 活動内容 「森林・林業再生モデル林」において、動植物等の生態系調査や間伐を含めた森林整備作業による生態系への影響等を調査研究し、その結果を連携諸団体と情報共有するとともに、今後の森林整備の手法（方法）について提言を行う等、地域の森林づくりや生態系保全に寄与する。
また、植栽から始まる育林作業や森林整備作業の継続的な実践（体験）や、企業や一般の方々等への森林環境学習を積極的に実施し、森林保全及び森林づくりの大切さについての意識の醸成に努める。
- 5 協定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日 5年間
(協定者間の協議により延長できる。)
- 6 協定相手 一般財団法人 C.W. ニコル・アフアの森財団 理事長 森田 いづみ

担 当：業務グループ 主事
(経営・ふれあい担当)
連絡先：050-3160-6045

遊々の森における体験活動等に関する協定書

北信森林管理署長（以下「甲」という。）と一般財団法人C.W.ニコル・アフアの森財団理事長（以下「乙」という。）は、遊々の森における体験活動等に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく遊々の森における森林環境教育等の活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（遊々の森の名称、位置及び面積）

甲は、下表に示す30.91haを遊々の森として乙に活動させるものとする。

なお、遊々の森の名称は、「森林・林業再生モデル林」とする。

所在地	国有林名及び林小班	面積(ha)	備 考
長野県上水内郡信濃町	霊仙寺山国有林 1037 い 3	5.03	
	1037 ろ 2	13.37	「山童の森」協定箇所
	1037 ろ 3	5.99	「山童の森」協定箇所
	1037 ぬ	6.52	
計		30.91	

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。

なお、協定区域のうち1037ろ2林小班13.37ha及び1037ろ3林小班5.99haについては「山童の森（遊々の森）」協定箇所であり、当該箇所の活動に当たっては、協定先である学校法人東京環境工科学園東京環境工科専門学校長と連絡調整を図るものとする。

2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努め

るものとする。

- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を、責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（施設の設置等）

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第12（法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15（活動の円滑な実施への協力）

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第16（遊々の森の適切な管理）

甲は、遊々の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第17（協定の破棄等）

- 1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。
 - (1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
 - (2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
 - (3) 遊々の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
 - (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
 - (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
 - (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合
- 2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第18（協定の有効期間）

- 1 この協定は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19（その他必要と認められる事項）

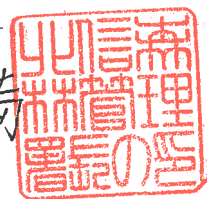
この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。
上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年3月27日

(甲) 長野県飯山市大字飯山1090-1

北信森林管理署長

林 尚



印

(乙) 長野県上水内郡信濃町大井2742-2041
一般財団法人C.W.ニコル・アフアンの森財団

理事長

森田 いづみ



(別)

北

1

2

(1

(2

(注

3

※

力

(注

(別紙様式1)「遊々の森」における全体活動計画書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住所

氏名

「遊々の森」における全体活動計画書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
森林・林業再生モデル林	霊仙寺山国有林 1037 林班 い3・ろ2・ろ3・ぬ 小班	30.91ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 年	2年次 年	3年次 年	4年次 年	5年次 年	合計
合 計						

(注)・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。

・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源涵養保安林

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式2)「遊々の森」における年間活動計画書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住所

氏名

年度「遊々の森」における活動計画書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
森林・林業再生モデル林	霊仙寺山国有林 1037 林班 い3・ろ2・ろ3・ぬ 小班	30.91ha

2 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源涵養保安林

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3)「遊々の森」における年間活動実績報告書

日

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

年度「遊々の森」における活動実績報告書

1 「遊々の森」の名称・位置・面積

積	名 称	位 置	面 積
91ha	森林・林業再生モデル林	霊仙寺山国有林1037林班 い3・ろ2・ろ3・ぬ 小班	30.91ha

2 年度活動実績

月	実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

--

(別紙様式4)「遊々の森」の協定解消の申請書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

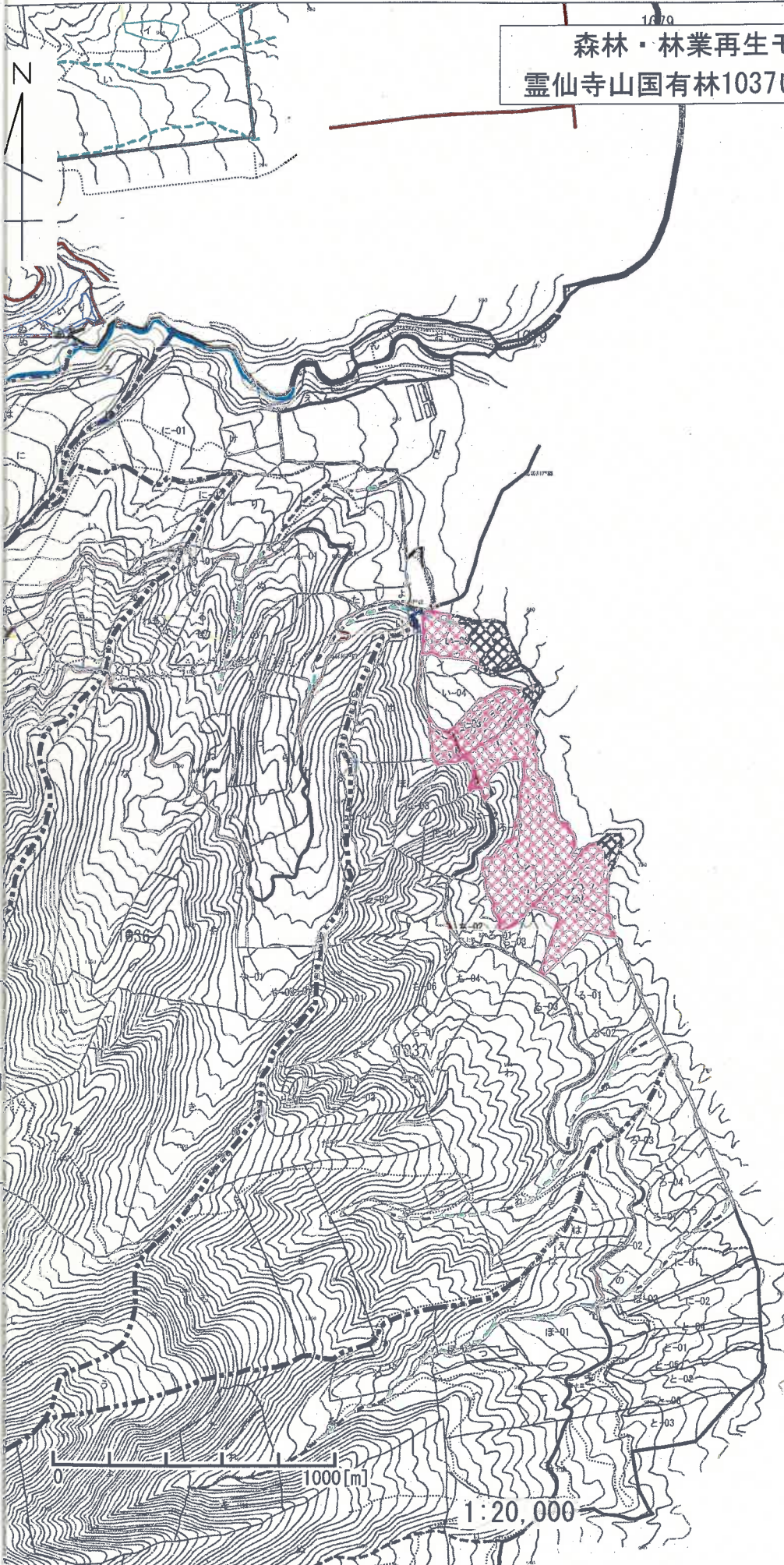
(2) (1) で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1) で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

年 月 日

名称	位置	面積	協定の有効期間
森林・林業 再生モデル林	霊仙寺山国有林1037林班 い3・ろ2・ろ3・ぬ 小班	30.91ha	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

霊仙寺山国有林1037い3・ろ2・ろ3・ぬ



森林・林業再生モデル林位置図
 霊仙寺山国有林1037い3・ろ2・ろ3・ぬ





令和7年3月28日
北信森林管理署長

木の文化を支える森づくり活動に関する協定の更新について

以下のことについて公表します。

令和7年3月27日付けで、北信森林管理署長と地縁団体 野沢組惣代は「木の文化を支える森づくり活動に関する協定」を下記のとおり更新しましたのでお知らせします。

記

- 1 名 称 「道祖神祭りの森」
- 2 協定箇所 長野県下高井郡野沢温泉村巢鷹山国有林 130れ・ふ林小班
長野県下高井郡野沢温泉村池ノ沢国有林 135い・ほ林小班
- 3 面 積 19.21 ha
- 4 活動内容 野沢組及び地元ボランティア等による森林整備活動を通じて、当署と連携を図りながら「道祖神祭りの森」の整備を行い、野沢温泉村の道祖神祭り用の資材を将来にわたり持続的に供給する。
- 5 協定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日 5年間
(協定者間の協議により延長できる。)
- 6 協定相手 地縁団体 野沢組惣代 坂井 俊

担 当：業務グループ 主事
(経営・ふれあい担当)
連絡先：050-3160-6045

木の文化を支える森づくり活動に関する協定書

北信森林管理署長（以下「甲」という。）と地縁団体 野沢組惣代（以下「乙」という。）は、木の文化を支える森づくり活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく木の文化を支える森づくり活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（木の文化を支える森の名称、位置及び面積）

甲は、下表に示す19.21haを木の文化を支える森として乙に活動させるものとする。

なお、木の文化を支える森の名称は、「道祖神祭りの森」とする。

所在地	国有林名及び林小班	面積(ha)	備 考
長野県下高井郡野沢温泉村	巢鷹山国有林 130 れ	1.67	
	130 ふ	2.17	
	池ノ沢国有林 135 い	10.80	
	135 ほ	4.57	
計		19.21	

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている

場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあつては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を、責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（施設の設置等）

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであつて、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第12（法令等の遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14

第15

第16

第17

1

前

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

2

た

が

か

第18

1

す

2

と

第19

は

上記

1通を

る。

第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

者数、活
し、必要
るものと

第15（活動の円滑な実施への協力）

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

事故の未然
防止について

第16（木の文化を支える森の適切な管理）

甲は、木の文化を支える森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

とする。
責任の所在

第17（協定の破棄等）

1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。

（1）活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合

（2）協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合

所の土地、
りとする。

（3）木の文化を支える森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合

（4）国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合

あって、土
らかじめ甲

（5）協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合

ただし、甲

（6）協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

のとする。

2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

火災等の災
害に甲に届け

第18（協定の有効期間）

1 この協定は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで効力を有するものとする。

十分留意し、
うちに甲及び

2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

り、当該実施

第19（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

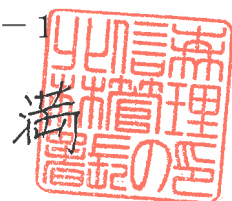
上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年3月27日

(甲) 長野県飯山市大字飯山1090-1

北信森林管理署長

林



印

(乙) 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷9622-2
地縁団体 野沢組

惣代

河野盛雄



印

(別紙

北信

1 「

2 全

(1) 注

(2) 注

(注) ・

3 その

※ 各種

国立公

(注) 本

(別紙様式1)「木の文化を支える森」における全体活動計画書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

「木の文化を支える森」における全体活動計画書

1 「木の文化を支える森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
道祖神祭りの森	巢鷹山国有林 130 林班 れ・ふ小班 池ノ沢国有林 135 林班 い・ほ小班	19.21 ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 年	2年次 年	3年次 年	4年次 年	5年次 年	合計
合 計						

(注)・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。
・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

国立公園 普通地域

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式2)「木の文化を支える森」における年間活動計画書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

年度「木の文化を支える森」における活動計画書

1 「木の文化を支える森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
道祖神祭りの森	巢鷹山国有林 130 林班 れ・ふ小班 池ノ沢国有林 135 林班 い・ほ小班	19.21ha

2 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

国立公園 普通地域

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3)「木の文化を支える森」における年間活動実績報告書

日

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所

氏名

年度「木の文化を支える森」における活動実績報告書

1 「木の文化を支える森」の名称・位置・面積

積
9.21ha

名 称	位 置	面 積
道祖神祭りの森	巣鷹山国有林 130 林班 れ・ふ小班 池ノ沢国有林 135 林班 い・ほ小班	19.21ha

2 年度活動実績

月

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

など

(別紙様式4)「木の文化を支える森」の協定解消の申請書

年 月 日

北信森林管理署長 殿

協定者 (代表者)
住所
氏名

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

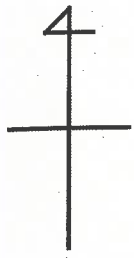
(2) (1) で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1) で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

年 月 日

名称	位置	面積	協定の有効期間
道祖神祭りの森	巣鷹山国有林 130 林班 れ・ふ小班 池ノ沢国有林 135 林班 い・ほ小班	19.21ha	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

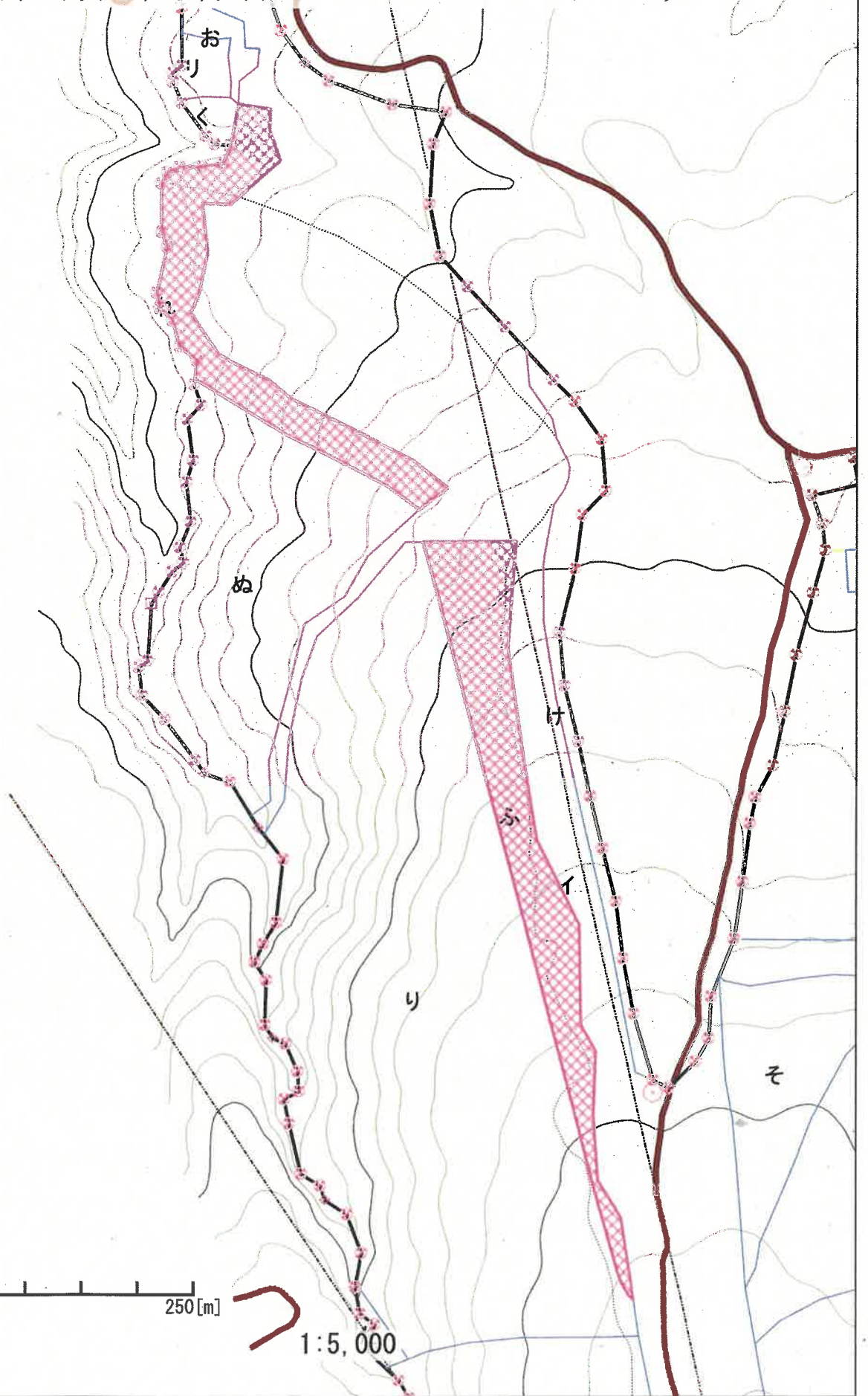
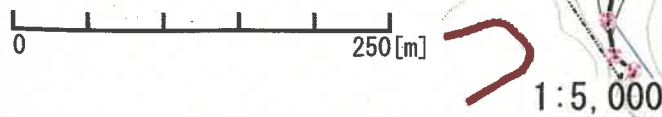
道祖神祭りの森位置図 巢鷹山国有林 130ふ・れ林小班



日

日

の有効期間
 年4月1日
 ~
 年3月31日



道祖神祭りの森位置図
池の沢国有林135い・ほ林小班

